

米子市監査委員告示第 6 号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和 2 年米子市監査委員規程第 1 号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 6 月 11 日

米子市監査委員 野 坂 正 史

米子市監査委員 植 田 昭

米子市監査委員 中 田 利 幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

（1）まちづくり企画課

（2）学校給食課

3 監査対象の概要

（1）まちづくり企画課の課及び担当の配置は別図 1 のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 地域振興施策の調整に関すること。

イ 美保基地対策に関すること。

ウ 米子場外勝馬投票券発売所周辺の環境対策に関すること。

エ 自衛官及び自衛官候補生の募集に関すること。

オ 移住定住の促進に関すること（他の課の所掌に属する事項を除く。）。

カ 国際交流に関すること。

また、令和 5 年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和 6 年 2 月末日現在）は、別表 1 のとおりであった。

（2）学校給食課の課及び担当の配置は別図 2 のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 学校給食の企画及び総合調整に関すること。

イ 学校給食の運営及び指導に関すること。

ウ 学校給食共同調理場に関すること。

また、令和５年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和６年２月末日現在）は、別表２のとおりであった。

４ 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正かつ効率的に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

５ 監査の実施内容

（１）監査の範囲

主として令和５年４月１日から令和６年２月末日までに執行された財務に関する事務

（２）監査の期日

令和６年４月２６日

（３）監査を執行した監査委員

野坂正史・植田 昭・中田利幸

（４）監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

６ 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所述べておりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

また、まちづくり企画課において、改善又は検討を要する事項に係る今後の処理方針について、文書による回答を求めた。

（１）まちづくり企画課

ア 予算の執行と経理事務

（ア）資金前渡に関する事務については、現金出納簿を作成していないものがあったので、米子市会計規則（平成１７年米子市規則第４４号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（イ）旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

ａ 旅行命令（依頼）書を作成していないものがあったので、米子市

職員等の旅費に関する条例（平成１７年米子市条例第５１号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 出張復命書の提出を遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程（平成１７年米子市訓令第１４号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 精算を遅延しているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 出張日前の旅費の支出を、概算払としていないものがあったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び地方自治法施行令（昭和２２年号外政令第１６号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（ウ）収入に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 使用料及び手数料においては、次の不適切な処理があった。

（a）調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（b）納入期限を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 国庫支出金においては、次の不適切な処理があった。

（a）文書を収受していないものがあったので、米子市文書取扱規程（平成１７年米子市訓令第４号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（b）調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

c 県支出金においては、次の不適切な処理があった。

（a）文書を収受していないものがあったので、米子市文書取扱規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（b）調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

d 財産収入においては、次の不適切な処理があった。

（a）調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

（b）納入期限の誤っているものがあったので、米子市お試し住宅賃貸借契約書及び米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

e 諸収入においては、次の不適切な処理があった。

(a) 調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(b) 納入期限の誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(エ) 報酬に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(キ) 委託料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、支出負担行為決議書において、負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(サ) 扶助費に関する支出事務については、支出負担行為決議書において、負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務については、まちづくり企画課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、適正に処理されていた。

ウ 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(2) 学校給食課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、適正に処理されていた。

(イ) 旅行に関する事務については、適正に処理されていた。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、納入期限を誤っているものがあつ

たので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 需用費に関する支出事務については、支出負担行為決議書において、負担行為日を誤っているものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 委託料に関する支出事務については、契約に定められた書類を徴取していないものがあったので、学校給食センター等不燃ごみ収集運搬業務委託契約書の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(キ) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 公課費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 公有財産の管理事務

(ア) 公有財産台帳の整備事務については、学校給食課の公有財産台帳副本と総務管財課の公有財産台帳正本とを照合した結果、適正に処理されていた。

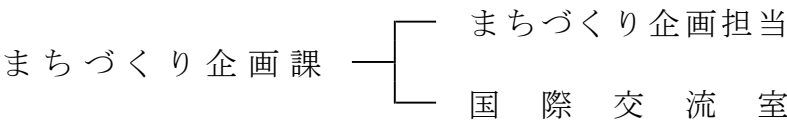
(イ) 行政財産の使用許可に関する事務については、職員駐車場の使用許可において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあったので、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

ウ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 郵便切手類の管理に関する事務については、郵券等払出票を基に、現品と郵便切手類出納（受払）簿とを照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 1 組織図（まちづくり企画課）



別 表 1（まちづくり企画課）

令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年2月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B — C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
総 務 使 用 料	2,212,000	1,450,370	1,558,400	-108,030	70.5	107.4
総 務 手 数 料	0	1,390	1,390	0	—	100.0
総務費国庫補助金	13,629,000	10,264,000	10,264,000	0	75.3	100.0
総 務 費 委 託 金	312,000	120,000	120,000	0	38.5	100.0
総 務 費 県 補 助 金	30,178,000	27,186,457	0	27,186,457	0.0	0.0
財 産 貸 付 収 入	861,000	328,130	265,210	62,920	30.8	80.8
利 子 及 び 配 当 金	3,000	0	0	0	0.0	—
雑 入	23,199,000	20,110,755	4,101,812	16,008,943	17.7	20.4
合 計	70,394,000	59,461,102	16,310,812	43,150,290	23.2	27.4

歳 出		(単位：円・パーセント)				
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A－C 予 算 残 額	C／A	C／B
財 政 管 理 費	11,328,000	0	0	11,328,000	0.0	－
企 画 費	44,257,000	28,241,997	28,210,388	16,046,612	63.7	99.9
基 地 周 辺 対 策 費	125,390,000	118,023,761	69,040,761	56,349,239	55.1	58.5
諸 費	3,647,600	3,781,191	2,951,191	696,409	80.9	78.0
合 計	184,622,600	150,046,949	100,202,340	84,420,260	54.3	66.8

別 図 2 組織図（学校給食課）

学 校 給 食 課 ―― 給 食 担 当

別 表 2（学校給食課）

令和5年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和6年2月末日現在）

歳 入			(単位：円・パーセント)			
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B － C 収 入 未 済 額	C／A	C／B
教 育 使 用 料	629,000	518,101	518,101	0	82.4	100.0
雑 入	42,256,000	44,422,110	31,421,394	13,000,716	74.4	70.7
教 育 債	55,800,000	0	0	0	0.0	－
合 計	98,685,000	44,940,211	31,939,495	13,000,716	32.4	71.1

歳 出		(単位：円・パーセント)					
費 目	A 予 算 現 額	B 支出負担行為額	C 支 出 済 額	A－C 予 算 残 額	C／A	C／B	
給 食 施 設 費	655,581,000	606,426,999	495,003,872	160,577,128	75.5	81.6	
合 計	655,581,000	606,426,999	495,003,872	160,577,128	75.5	81.6	